

資料

令和4年度

事業計画

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

百道寮

目 次

1. 令和 4年度 事業計画

2.

(1) 事業概況

(2) 年間行事計画

(3) 会議・研修計画

2. 令和 4年度 収支予算

1. 令和 4年度 事業計画

1. 令和 4 年度事業計画について

(1) 事業概況

令和4年度は、家庭養育優先の理念の実現に向けた児童福祉法の改正が予定されており、妊産婦・子育て世帯に繋がる機会の拡大や、支援の必要性が高い子どもや保護者、家庭への支援に向けた施策が推進される。もとより親子を分離せず、子どもと保護者への支援を一体的に実践してきた母子生活支援施設には、これまで培ってきた専門性を地域の子育て家庭全体に展開する取り組みが求められている。

当施設では、地域における公益的な取り組みとして、ふくおかライフレスキュー事業をはじめ、令和2年度から産前・産後母子支援事業(市)を受託し、妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行っている。加えてDV被害等自立生活援助事業の委託も併せて地域支援の強化を図っていく。

将来の家族支援(実親支援)を担う施設として、福岡市のひとり親世帯への支援を具体的展開に繋げていくため、令和4年度は公益財団法人日本財団の助成により東棟の建替え工事を行い、産前・産後専用棟を建設し、令和5年度より本格的に事業を展開していく。そのため、令和4年度は百道寮の入所世帯数を30世帯から20世帯とし、福岡市内外の入所需要の受け入れを室見寮と協力していくと共に、2施設の役割分担を整えていながら施設運営を行っていく。

新型コロナウイルスに対しては、施設の事業継続における対策だけでなく、アフターコロナをふまえた事業の検討をしていく。

① 事業活動について

ア 管理運営について

(ア) 入所の受入れについては、入所前カンファレンスにより関係機関との連携を強化し、安心安全な入所に繋がるよう努めていく。また、防犯機能(早良署との連携・セコム、防犯カメラ設置等による警備管理)の維持及び転居支援、家財品貸出、入所日には夕食提供などニーズに沿った入所支援を行っていく。

(イ) 各種研修会(Web研修含む)への参加や他職種と連携、情報共有できる機会を積極的に設け、職員の専門性の向上を図る。施設機能強化・多機能化を図っていくためにも、職員同士が意見を出し合い共有できる会議を月1度開催し、意識改革を行っていく。

(ウ) 令和3年度よりDV被害者等自立生活援助事業の委託を受け、DV被害等を受けた女性とその同伴児童を保護し地域での自立した生活が定着するよう支援し、個別支援計画策定、退所後の住居設定や福祉サービスの利用、金銭的な課題や被害状況に応じた支援を行い、関係機関と連携してDV被害者への自立支援の充実を図る。

(エ) 福岡市産前・産後母子支援事業では、専属職員(コーディネーター)が、予期せぬ妊娠等の相談に対して、情報提供を行い、直接支援が必要な妊婦に対しては面会、通院同行、行政へ繋ぎ、家族間調整等を行い各関係機関との連携を図る。また、SNS(LINE)やチャットボットの活用により、相談への抵抗感軽減に繋げる。居住支援については、住居を提供

し、生活支援・育児支援・自立支援を行いながら産前から産後まで約6ヶ月間を継続的にサポートしていく。専門職（助産師・心理士）を配置し、母子保健面、メンタルヘルスケアに対しての充実も図る。併せて産前産後専用棟建設に伴い、ハード面・ソフト面ともに支援体制を整えていく。啓発活動として、SNS（ツイッター）やホームページを活用しながら学校等を訪問し予期せぬ妊娠や性被害から守るための活動に努める。

- (オ) 地域支援の一環として、ライフレスキュー事業（生活困窮者対策事業）へ参画し、区社協や各施設種別で共通認識を図るとともに、専門性を活かして地域の孤立世帯や生活困窮者への支援に努める。新型コロナウイルス対応緊急支援として、一般社団法人全国食支援活動協力会と協力体制を図り、こども食堂団体からの相談を受け付け、コロナ禍で生活課題が深刻化した地域の子ども、子育て世帯へ食支援を通じたニーズ把握、アウトリーチ活動を行っていく。また、近年大規模な自然災害が全国各地で頻発している中、福岡県において災害時の福祉支援体制の強化及び他県派遣を想定した DWAT に登録を行い、災害時要配慮者に対して福祉的側面から支援を行っていく。
- (カ) 地域のこども食堂団体と連携し、長期化するコロナ禍にあって、子どもの育ちや子育てをめぐる課題はますます複雑化、深刻化している。食支援を通じてニーズの把握や地域支援活動に積極的に取り組んでいく。
- (キ) 新型コロナウイルス等感染症に対して、利用者への理解を図り、施設出入り口での検温、アルコール消毒、マスク着用、共有部の定期消毒、相談業務時のアクリル板使用などを基本装備として感染対策を実施に努める。
- (ク) 事業継続計画（BCP）を作成し、災害時（感染症も含む）に対応する職員が BCP に従い迅速に対応することで利用者の生命と財産を守り、事業の継続に努める。併せて BCP 策定支援研修等に職員を派遣し、事業継続計画に反映させていく。

イ 利用者を対象とした支援について

- (ア) 利用者の抱える課題は多様化・複雑化しており、関係機関との連携は必要不可欠である。長期的な未就労・DV被害・各種障がいのある母子に対し適切な社会資源の開拓・交渉・結び付けを行い、関係機関とのネットワークを形成していく。
- (イ) 就労支援では、企業と提携し利用者の状態や能力に応じた学習機会や就業体験、求人提供を行っている。教育プログラム（オンデマンド配信）を導入し支援の強化を図る。資格や検定の取得を目指す方、収入増を図り、ダブルワークや長時間労働に励む方・産前産後ケアや親子再統合、戸籍・国籍の問題などにおいて、各専門分野と連携を図るとともに職員の対応力を高めていく。世帯毎のニーズに応じ、より充実した支援の提供を実施していく。

- (ウ) 支援を要する児童においては、三者間（保護者、学校、施設）の連絡を密にする事で効果的な指導の展開を図り、心理的背景も考慮しながら、多角的な視点で問題に取り組む。また、個別支援にも重点を置きながら個々の課題解決に努めていく。児童の権利・立場を尊重した取り組みとして、権利ノートを作成し、児童への説明と配布を行っている。また、意見箱を設置し意見を取り入れる仕組み作りを引き続き行っていく。多感な時期にある中高生を対象にした集いの会を、毎週土曜日に開催し、居場所作り及び相互交流による健全育成を継続していく。
- (エ) 児童個々の能力に応じた学習目標を設定し継続的な学習支援を実施する事により基礎学力の向上及び定着を目指す。また、学習指導費を活用し、家庭教師の配置や学習塾の費用を負担、学習ボランティア等を利用することで学力向上だけでなく、学びの時間と場の確保・提供や家計への負担軽減にも引き続き配慮していく。
- (オ) 虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施し、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することにより、子どもの自立を支援するため心理カウンセラーを引き続き配置していく。現在は週2回、心理療法が必要と思われる児童にカウンセリングと遊戯療法を実施している。また人間関係修正を図るため生活場面にも常勤の心理士を配置する事で、より生活に密着した形でのセラピーを実施し、その他にもカウンセリングを希望する母親へも心理療法を実施する事で利用者への心的ケアの充実を図っていく。
- (カ) 若年母子の利用者の中には、育児不安や養育能力が脆弱な母親も増えており、保育室では、施設内保育の利点を活かして、母親と保育者が一緒に保育をする機会や親子相互交流療法（PCIT）を取り入れ、悪循環に陥る前の支援強化を図る。また、西棟屋上のスペースに遊び場を設置し、子どもの成長に必要な体を使った運動や遊びが外部に出なくても施設内で行えるよう整備しており、休日には、利用者が遊べるように開放を引き続き実施していく。
- (キ) 給食室については、旬の食材や陶器の食器を使うことで食への関心や物を大切にする等の食育にも力を入れいく。そして、近年母子家庭の貧困が社会問題化してきており、実際に母子生活支援施設入所児童をみても低学力児や朝食を食べずに登校している子ども達もいる。これらの事を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防を徹底した上で、児童への朝食提供を継続する。

② 関係機関とのネットワーク構築について

母子が関わる機関は、子育て世代包括支援センター（健康課、地域保健福祉課、子育て支援課）・保護課・保育所・学校・児童相談所・医療関係、司法、また障がいや母子保健の分野と多岐に渡る。近年利用者のニーズに伴い、関係機関の範囲も拡大してきている。母子の安心安全と自立を目指し切れ目のない支援を行うため、関係機関へ訪問し情報共有

を図るとともに、各関係機関とネットワークの構築に努める。また、当施設の特性及び産前・産後母子支援事業・DV 被害者等自立支援事業での取り組みについて多様な機関に認知してもらえるよう訪問・啓発活動を実施していく。

③ アフターケアについて

退所前から地域の社会資源を利用する事で母子の負担感を減らしスムーズに退所後の生活につなげていく。入所期間が短期で設定されることや世帯の状況により重要な課題が残ったまま退所に至るケースも多くある。退所後も支援が必要な世帯に対しては退所前計画を策定し関係機関と共有する。生活保護世帯退所後は、子どもの健全育成支援事業と連携しアフターケア体制の強化を図っていく。また、入所期間中から、退所後も母子生活支援施設が社会資源の一つとして活用できることや身元保証人確保対策事業、子の進学や就職に関する助成などの情報提供を行い、孤立することなく安心安全な生活環境が設定されるよう努める。

④ 地域との交流について

地域に基盤を持つ施設として、新型コロナウイルス感染症に十分配慮しながら、地域のニーズ把握やアウトリーチにも努めていく。また、地域交流を更に展開するために、施設に対する正しい理解・認識の促進を図り、地域交流スペースの運営等にも努める。

⑤ ボランティアについて

新型コロナウイルス感染症に十分配慮し各種のボランティアを受け入れ行事・学童保育補助・学習補助を受け、サービスの質の更なる向上を図っていく。

⑥ 防災訓練の強化について

火災や自然災害に備え利用者の安全と財産を守るため、総合避難訓練・夜間避難訓練を実施している。自助共助の精神で災害弱者の安全な避難経路及び援護の体制強化に繋がるよう防災訓練を通して強化していく。地域においても各団体と連携し緊急時の連絡網を強化していく。

⑦ 施設の維持補修について

経年劣化している東棟の建て替え工事を令和 4 年度行う。他の施設設備については、必要に応じて緊急度の高いものから修繕若しくは取替・交換工事を実施していく。

【令和4年度予定】

- ・東棟取り壊し工事
- ・産前産後専用棟建設工事

令和3年度	・特になし
令和2年度	・産前・産後母子支援事業 居室改修工事 ・緊急一時保護室改修工事
令和元年度	・特になし

2. 令和年度 収支予算